

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部改正について

1. 制度の概要

有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）の設置者及び認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業）を行う者は、老人福祉法第14条の4及び第29条第6項の規定に基づき、前払金について返還義務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置を講じることとされているところである。

当該保全措置の具体的内容については、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の13及び第20条の10の規定に基づき、厚生労働大臣が定めることとされており、下記の保全措置が告示されていたところである（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成18年厚生労働省告示第266号））。

- ① 銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ② 指定格付機関から特定格付が付与された親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ③ 返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険
- ④ 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額について、一時金等を支払った入居者を受益者とする信託契約（元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。）
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第33条により設立された法人との間の保全のための契約で①から④に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの

【参考】

- 保全措置の対象となる費用の内容（老人福祉法施行規則第1条の12及び第20条の9）
いかなる名称であるかを問わず、家賃、施設の利用料、サービスの供与の対価として收受するすべての費用が、一時金保全措置の対象となる（家賃6ヶ月分に相当する額を上限として敷金は対象外とする。）。
- 保全の範囲（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第1号イ及び第2号イ）
500万円か返還債務残高かいずれか低い方とする。

2. 改正の概要

金融庁の制度改正に伴い、平成22年12月31日付けで指定格付機関制度が廃止されたため、以下のように標記告示の一部改正を行った(②部分)。

- 指定格付機関制度は、事業者の属する業界の動向や、事業者の事業構造、財務構造等の特徴等をもとに、事業者が負う金銭債務についての総合的な債務履行能力を判断し、格付を付与するものである。
- 一方、適格格付機関制度は、自己資本比率規制(バーゼルⅡ)において、金融機関が自己資本比率算定に当たって利用することができるものであり、指定格付機関制度とは目的が異なるものであるが、指定格付機関制度と同様の観点から事業者に格付を付与するものである。
- このため、指定格付機関による格付と同様に適格格付機関による格付が付与されている一定の事業者については、前払金の返還債務に係る連帯保証を行うだけの健全性を有すると考えられる。
- よって、指定格付機関制度の廃止に伴い、その経過措置として、平成24年3月31日までの入居者については適格格付機関制度を利用し、親会社保証を継続することとする。
- 具体的には、適格格付機関により、親会社に対して、金融庁告示(※)の法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分4-1及び4-2に相当する格付が付与されたものを対象とする。

※ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成19年3月30日金融庁告示第28号)。

- ただし、同措置の期間は平成24年3月31日までとし、その後は親会社保証制度を廃止し、銀行保証等の保全措置を行うものとする。

3. 適用期日

平成23年1月1日